

交通安全のポイント

令和3年11月16日
福島県警察本部

1 交通事故発生状況（11月15日現在の概数）

※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
2,531件 (-282件)	42人 (-4人)	25人 (+2人)	2,924人 (-404人)

2 自転車利用の高校生被害の重傷事故発生

- 本日、午前7時53分頃、郡山市方八町地内において、普通車と自転車が衝突し、自転車乗車中の高校生（男性）が重傷を負いました。

3 交通安全のアドバイス

～ドライバーの方へ～

- 自転車にやさしい運転を
自転車の近くを走る時は、速度を落とし、自転車と車との車幅間隔を保ち、自転車の動きに注意しましょう。
- 夜の事故防止
早めのライト点灯、原則上向きライト走行を励行し、夕暮れや夜間の事故防止に努めてください。

～自転車利用の方へ～

- ヘルメットの着用
万が一の交通事故に備えて、被害軽減効果が高いヘルメットを着用しましょう。
- 交通ルール・マナーの徹底
自転車も「車両」の仲間ですので、交通ルール・マナーを遵守して運転しましょう。また、夕暮れや夜間には、自転車のライトを点灯するほか、夜光反射材も活用しましょう。

本年10月に、「**福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**」が制定されました。

同条例では、自転車の安全利用はもとより乗車中の交通事故に備えヘルメット等の安全器具の使用について規定されています。

また、「**福島県自転車安全利用五則**」を守って自転車の交通事故を防止しましょう。

【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 交通ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

